

# 仕様書

## 第1章 総則

### (適用範囲)

本仕様書は、寝屋川市が発注するアドバンスねやがわ1号館屋上整備工事に係る工事監理等業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。

### (業務の目的)

本業務は、寝屋川市（以下「派遣先」という。）における都市デザイン部都市四課所管事業の工事監理および設計・積算を目的とした業務である。

## 第2章 業務の内容

### (業務概要及び対象)

本業務は、寝屋川市職員を支援し、工事監理および事務補助を目的とする業務であり、以下を対象とする。

- ・工事監理業務
- ・技術関係資料の作成に必要な設計図書を作成及び修正等
- ・数量計算、工事単位ごとの集計等の業務
- ・上記に必要な現場条件等の調査に関する業務
- ・現場技術の補助業務
- ・地元および関係機関との協議・調整に必要な資料の作成
- ・設計・積算補助

## 第3章 派遣技術者の配置要件

### (資格)

次のアからウに掲げるいずれかの要件を満たす技術者を配置すること。

ア 技術士法に定める技術士のうち、技術部門を「建設部門」又は「総合技術監理部門」で、選択科目を「都市及び地方計画」又は「鋼構造及びコンクリート」とする者を配置すること。

イ 建設業法に定める、1級又は2級土木施行管理技士とする者を配置すること。

ウ 建築士法に定める、1級又は2級建築士とする者を配置すること。

## 第4章 雇用関係

### (雇用関係)

- ・派遣技術者は、本業務の受注者（以下「派遣元」という。）との直接的雇用関係がなければならない。正規社員の場合は、この限りではない。

## 第5章 派遣場所等

### (履行場所)

- ・派遣技術者の履行場所は、寝屋川市役所3階都市デザイン部都市四課執務室内またはアドバンス1号館屋上とする。

### (事務用品等)

- ・本業務に必要な事務用品（パソコン・デジカメ等）、執務環境（什器・更衣室等）は、派遣先にて準備し無償貸与とする。

## 第6章 期間及び就業時間

### (派遣期間)

令和8年5月18日～令和9年3月31日まで

### (就業時間)

9：00から17：30まで（休憩12：00～12：45）  
（派遣日）

・履行期間内の開庁日

※ 就業時間及び派遣日は業務の進捗状況等により変更する可能性がある。

（勤務予定時間）

付随作業種別	数量	単位	摘 要	割増単価
正規勤務日	1,645	時間	基準単価	100/100
時間外(1)	103	時間	正規勤務日における1日の実労働時間が8時間を超え、 又は22：00～5：00以外の勤務	125/100
時間外(2)	50	時間	正規勤務日における22：00～5：00の勤務	150/100
休日時間外勤務(3)	0	時間	休日における22：00～5：00以外の勤務	135/100
休日時間外勤務(4)	0	時間	休日における22：00～5：00の勤務	160/100

（割増単価）

- (1) 正規勤務日における1日の実労働時間が8時間を超え、又は22時以降から5時以外の勤務については、その部分につき1時間あたりの前項単価の25%増の額（1円未満の端数については切り捨てる。）を時間単価とする。
- (2) 正規勤務日における22時から5時の勤務については、その部分につき1時間あたりの前項単価の50%増の額（1円未満の端数については切り捨てる。）を時間単価とする。
- (3) 休日における22時から5時以外の勤務については、その部分につき1時間あたりの前項単価の35%増の額（1円未満の端数については切り捨てる。）を時間単価とする。
- (4) 休日における22時から5時の勤務については、その部分につき1時間あたりの前項単価の60%増の額（1円未満の端数については切り捨てる。）を時間単価とする。

## 第7章 契約金額

（交通費等）

- (1) 契約金額は従事者の時間単価とする。
- (2) 時間単価には、この契約を履行するために必要な通勤手当、労働保険及び社会保険料等の一切の費用を含むものとする。

## 第8章 法令等の遵守

（法令の遵守）

・派遣元は、本業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

（倫理の保持）

・守秘義務があり、派遣元は中立性を保持しなければならない。

## 第9章 比較対象労働者の待遇等に関する情報提供

（待遇）

別紙のとおり

## 第10章 支払い

（請求）

派遣料の請求は従事者1人が従事する1時間あたりの派遣料の時間単価（消費税額を含む）に実時間数を乗じて得た金額を算出し、その合計金額を請求するものとする。（実時間数に端数があるときは、その端数時間に相当する金額を算入する。）

## 第11章 その他 (その他)

- ・仕様書に記載のない事項が生じた場合は、派遣先及び派遣元双方協議の上決定するものとする。
- ・従事者が業務遂行に不適切と認められる事由がある場合には、寝屋川市都市デザイン部都市四課はその理由を示して従事者の交替を事業者に要請することができる。
- ・派遣元は、委託業務の処理を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、再委託ガイドラインを遵守し、書面により発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。